

地域密着型特養<サービス利用料金>について

下記の料金表(令和6年4月改正)により、ご契約者の要介護度に応じた金額をお支払いいただきます。

(但し、その他加算、事務手数料、理美容費等、その他サービス費を除く)

(1日当たり)

	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1. 介護サービスに係る自己負担額	692円	764円	840円	914円	985円
2. 食費					
第1段階(生活保護受給者等)	300円				
第2段階(80万円以下)	390円				
第3段階 ①(80万円以上120万円以下)	680円				
第3段階 ②(120万円超)	1,420円				
第4段階(266万円以上)	1,850円				
3. 居住費					
第1段階(生活保護受給者等)	880円				
第2段階(80万円以下)	880円				
第3段階 ①(80万円以上120万円以下)	1,370円				
第3段階 ②(120万円超)	1,470円				
第4段階(266万円以上)	2,500円				

(1日当たり)

4. 自己負担額合計(1+2+3)	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
第1段階(生活保護受給者等)	1,872円	1,944円	2,020円	2,094円	2,165円
第2段階(80万円以下)	1,962円	2,034円	2,110円	2,184円	2,255円
第3段階 ①(80万円以上120万円以下)	2,742円	2,814円	2,890円	2,964円	3,035円
第3段階 ②(120万円超)	3,582円	3,654円	3,730円	3,804円	3,875円
第4段階(266万円以上)	5,042円	5,114円	5,190円	5,264円	5,335円

※1ヶ月当たりの金額は、4の自己負担額合計に日数を掛けた金額となります。

※第1から第3段階は市町村民税世帯非課税の方で収入等により区分されます。市町村が介護保険負担限度額認定証を交付しますので、負担軽減措置については加古川市への申請が必要です。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

その他加算について

1日につき

(※印は管理栄養士、看護職員、介護職員の配置等により変動が生ずる場合があります。)

加算項目	介護保険サービスに係る自己負担額
※看護体制加算(Ⅰ)	13円
※看護体制加算(Ⅱ)	24円
※栄養マネジメント強化加算	12円
※日常生活継続支援加算(Ⅱ)	47円
※夜勤職員配置加算	47円
精神科医指導加算	5円
新興感染症等施設療養費※1	244円
外泊時費用(月に6日を限度)	250円
初期加算(入所から30日限り)	31円
看取り介護加算(死亡日以前30日以上45日以下)	73円
看取り介護加算(死亡日以前4日以上30日以下)	146円
看取り介護加算(死亡日の前日又は前々日)	690円
看取り介護加算(死亡日)	1,298円

※1 但し月1回、連続5日を限度とする

1か月につき

加算項目	介護保険サービスに係る自己負担額
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ口)	17.6%を介護報酬総単位に乗じて算出
褥瘡マネジメント加算	3円
協力医療機関連携加算	51円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	11円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5円
生産性向上推進体制加算	11円

介護保険の給付対象とならないサービス

・理髪・美容 レクリエーション、クラブ活動、複写物の交付、特別な食事の提供、日常生活費、ご契約者の移送に係る費用について要した費用の実費をいただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

・居室部分の電気代 電気代:1製品につき 1日50円(ご契約者の居室においてテレビ等を設置された場合)

・その他サービス

「日常生活上のお世話」を越えたサービス提供については、ご契約者と相談の上、実費相当分をご負担いただきます。